

湖周地区ごみ処理施設整備事業

入札説明書

平成25年4月30日

湖周行政事務組合

目 次

I	募集の趣旨	1
II	事業の概要	1
III	事業者募集等のスケジュール	4
IV	入札に関する条件	4
V	入札書類の審査	13
VI	提案に関する条件	15
VII	事業実施に関する事項	19
VIII	特定事業契約に関する事項	21
	別紙1 事業スキーム図	22
	別紙2 モニタリング実施要領等	23

入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

組合	: 湖周行政事務組合をいう。湖周行政事務組合は岡谷市、諏訪市、下諏訪町の2市1町で組織する一部事務組合である。
本事業	: 湖周地区ごみ処理施設整備事業をいう。
特定事業の選定	: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第6条に規定されている事項。本事業においては、PFI事業に準じたDBO方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
ごみ焼却施設	: 岡谷市、諏訪市、下諏訪町の2市1町で発生する、家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物等の処理をするとともに、処理に伴い発生するエネルギーを回収し発電等を行う施設(高効率ごみ発電:発電効率14%以上)をいう。
計量棟	: 本施設に搬入される家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物等を計量する施設をいう。
外構施設等	: 洗車場、車庫棟、駐車場、構内道路、構内排水設備、植栽・芝張り、門、囲障等その他をいう。
本施設	: ごみ焼却施設、計量棟、外構施設等から構成されるごみ処理施設を総称していう。
DBO方式	: Design(設計)、Build(建設)、Operate(運営)を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
SPC	: 選定された入札参加者の構成企業が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社(Special-Purpose-Company)をいう。
事業者	: 組合と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された入札参加者の構成企業及びSPCで構成される。
設計企業	: 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。
建設企業	: 事業者のうち本施設の建設を行う者をいう。
運営企業	: 事業者のうち本施設の運営を行う者をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
構成企業	: 入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	: 入札参加者を代表する企業をいう。SPCの最大出資者となる。
建設JV	: 組合と建設請負契約を締結する設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計企業と建設企業が同一企業である場合は設立しない。
基本契約	: 事業者に本事業を一括で発注するために、組合と事業者で締結する契約をいう。
建設請負契約	: 本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、組合と

	建設 J V 等が締結する契約をいう。
運営委託契約	: 本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、組合と S P C が締結する契約をいう。
特定事業契約	: 基本契約、建設請負契約及び運営委託契約の 3 つの契約をまとめた総称をいう。
予定価格	: 契約金額の上限額をいう。本入札においては、建設請負代金額と委託料の合計額（税抜き）の上限額である。
モニタリング	: 事業者が実施する設計、建設及び運営の実施状況についての組合の監視をいう。

I 募集の趣旨

湖周地区ごみ処理施設整備事業（以下「本事業」という。）は、湖周行政事務組合（以下「組合」という。）において発生する廃棄物の適正な処理を行うため、ごみ処理施設（以下「本施設」という。）の設計・建設、運営について、民間事業者に一括かつ長期的に委ねるD B O事業として実施するものである。

この入札説明書は、組合が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に交付するものである。入札参加者は、この入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

II 事業の概要

1 事業名称

湖周地区ごみ処理施設整備事業

2 対象となる公共施設等の種類

ごみ処理施設

3 対象となる公共施設等の名称

諏訪湖周クリーンセンター

4 事業内容

（1）事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I法」という。）に準じて実施する事業であり、事業者が、組合の所有となる本施設について設計・建設、運営を一括して受託するD B O方式とする。

（2）契約の形態

ア 組合と事業者は、基本契約を締結する。

イ 基本契約に基づいて、組合は、設計企業と建設企業による建設J V等と本事業に係る建設請負契約を締結する。

ウ 基本契約に基づいて、組合は、S P Cと運営委託契約を締結する。

エ 基本契約、建設請負契約、運営委託契約の3つの契約をまとめた特定事業契約の各々についての締結主体を「別紙1 事業スキーム図」に示す。

（3）事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

ア 設計・建設期間：平成25年12月から平成28年8月までの2年9ヶ月間

イ 運営期間 : 平成28年9月から平成48年8月までの20年間

(4) 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、組合に引継ぐものとする。

なお、本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後18年目の時点において、組合及び事業者は協議を開始するものとする。

(5) 事業の対象となる業務範囲

ア 事業者が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- ①本施設の設計
- ②本施設の建設
- ③測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要となる調査
- ④組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ⑤環境影響評価の支援
- ⑥組合が行う許認可申請支援
- ⑦建設工事に係る許認可申請
- ⑧近隣対応（事業者が負担すべき範囲）

(イ) 本施設の運営に関する業務

- ①受付業務
- ②運転管理業務
- ③維持管理業務
- ④情報管理業務
- ⑤環境管理業務
- ⑥売電業務（余熱利用業務）
- ⑦見学者対応支援、近隣対応（事業者が負担すべき範囲）等のその他関連業務

イ 組合が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- ①近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- ②環境影響評価（再評価）
- ③交付金申請
- ④施設設置に係る届出
- ⑤本施設の設計・建設工事監理
- ⑥その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 本施設の運営に関する業務

- ①近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- ②運営モニタリング
- ③本施設の見学者対応

- ④焼却残さ等の運搬・処分
- ⑤その他これらを実施する上で必要な業務

(6) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

ア 本施設の整備に係る対価

組合は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設 J V 等に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

イ 本施設の運営に係る対価

組合は、事業者が実施する本施設の運営業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたって S P C に支払う。委託料は、消費者物価指数等に基づき、年に1回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と変動料金（可燃ごみ等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

(7) 売電収入の取り扱い

本施設での発電による電力は、原則として組合に帰属するが、事業者が運営業務を実施するにあたり施設内で使用することは認める。余剰の電力については事業者が電気事業者に売電することとするが、この際の売電収入については全て組合に帰属するものとする。

(8) 組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは組合において行うが、建設 J V 等は申請手続きに必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

5 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

III 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとする。

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

平成 25 年 4 月 30 日（火）	入札公告（入札説明書等の公表）
平成 25 年 5 月 8 日（水）	入札説明書等に対する説明会及び現地見学会
平成 25 年 5 月 16 日（木）	質問の受付（第 1 回）
平成 25 年 6 月 5 日（水）	質問回答の公表（第 1 回）
平成 25 年 6 月 17 日（月）	参加表明書、資格審査申請書類受付
平成 25 年 6 月 24 日（月）	資格審査結果の通知
平成 25 年 7 月 4 日（木）	質問の受付（第 2 回）
平成 25 年 7 月 26 日（金）	質問回答の公表（第 2 回）
平成 25 年 9 月 5 日（木）	提案書の受付（入札）
平成 25 年 10 月 上旬	提案書に関するヒアリングの実施
平成 25 年 10 月 中旬	落札者の決定及び公表
平成 25 年 10 月 中旬	基本協定締結
平成 25 年 11 月 下旬	仮契約締結
平成 25 年 12 月 中旬	本契約締結

IV 入札に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

（1）入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び運営企業を含む複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとし、入札参加者は組合との交渉窓口となる企業 1 社を「代表企業」として定める。
- イ 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議のうえ、これを決定する。
- ウ 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。なお、組合が事業者と事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- エ 落札者は、仮契約締結時までに特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）を岡谷市、諏訪市、下諏訪町のいずれかにおいて設立するものとする。入札参加者の構成企業は全て S P C へ出資することとし、入札参加者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者中最大とする。

（2）入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていかなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

- ウ 構成企業の役割に応じて、組合または、岡谷市、諏訪市、下諏訪町のいずれかの平成 25 年度の入札参加資格を有していること。
- エ 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、設計企業の役割を、建屋担当、ごみ焼却施設プラント担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。
- (ア) 建屋の設計を実施する企業にあっては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) ごみ焼却施設におけるプラントの設計を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。
- ①以下の②～⑤の全ての要件に当たるストーカー炉の設計実績を 2 件以上有すること。
- ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正（平成 14 年 12 月 1 日施行）による新構造基準に適合した受注実績があること。
- ③1 炉につき 50 t / 日以上とし、2 炉構成以上であること。
- ④ボイラータービン式発電設備であること。
- ⑤1 年以上の稼動実績を有すること。
- オ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建設企業の役割を、建屋担当、ごみ焼却施設プラント担当に分割し、それを別企業によって実施することが可能である。
- (ア) 建屋の建設を実施する企業にあっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 建屋の建設を実施する企業にあっては、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1,000 点以上であること。
- (ウ) ごみ焼却施設におけるプラントの建設を実施する企業にあっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) ごみ焼却施設におけるプラントの建設を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。
- ①以下の②～⑤の全ての要件に当たるストーカー炉の建設実績を 2 件以上有すること。
- ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正（平成 14 年 12 月 1 日施行）による新構造基準に適合した受注実績があること。
- ③1 炉につき 50 t / 日以上とし、2 炉構成以上であること。
- ④ボイラータービン式発電設備であること。
- ⑤1 年以上の稼動実績を有すること。
- カ 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。

- (ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
- (イ) 一般廃棄物を対象とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正（平成 14 年 12 月 1 日施行）による新構造基準に適合した発電付きストーカ炉施設（2 炉構成以上）の運転管理実績を 2 件以上有していること。
- (ウ) 廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、「(イ)」の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後 2 年間以上配置できること。
- (エ) 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(3) 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当する者
- イ 組合または、岡谷市、諏訪市、下諏訪町のいずれかにおいて定める要領において指名停止期間中である者
- ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者
- エ 会社更生法（昭和 27 年法律 172 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者または民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者
- オ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所。また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者もしくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）
- カ 「湖周地区ごみ処理施設事業者選定委員会」の委員と資本面及び人事面において関連のある者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

2 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(5) 著作権

入札参加者から本入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、組合は、本事業の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、本入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(7) 資料の取扱い

組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示することを禁じる。

(8) 予定価格

本事業における予定価格は、13,654,100,000円（税抜）である。

(9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知することとする。

また、入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に基づき審査を行う。

3 入札に関する手続き等

(1) 入札公告（入札説明書等の公表）

平成 25 年 4 月 30 日（火）に入札公告し、入札説明書等を交付する。また、組合のホームページにおいて、同日から入札説明書等を公表する。

(2) 入札説明書等に対する説明会及び現地見学会

入札説明書等に対する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。なお、説明会及び現地見学会において、入札説明書等の配布は行わないで、参加者各自で用意すること。

ア　日時：平成 25 年 5 月 8 日（水）　　説明会　　午後 1 時～午後 2 時
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　現地見学会　午後 2 時～午後 3 時

イ　場所：説明会　　：岡谷市清掃工場　会議室

現地見学会：建設予定地

※原則として雨天決行。説明会及び現地見学会の参加者は、様式 1 に記入の上、平成 25 年 5 月 7 日（火）午後 3 時までに、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付し、湖周行政事務組合に送信して提出することとする。

○E メール : kosyugomikyodo@city.okaya.lg.jp

(3) 入札説明書等に対する質問受付（第 1 回）

入札説明書等の内容等に対する第 1 回質問を次のとおり受け付ける。

ア　入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に関する質問を、様式 2 により以下のとおり受け付ける。

（ア）受付期間：平成 25 年 5 月 13 日（月）～平成 25 年 5 月 16 日（木）午後 3 時

（イ）提出方法：質問の提出方法は、原則として、様式 2 に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、湖周行政事務組合に送信して提出することとする。なお、総容量は 2 メガバイト以内に留意すること。また、郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存した CD-R を同封し、受付期間に必着とすること。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

○E メール : kosyugomikyodo@city.okaya.lg.jp

○郵送先　：〒394-8510 長野県岡谷市幸町 8 番 1 号（岡谷市役所内）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　湖周行政事務組合

○電話番号：0266-23-4811（内線 1572）

イ　入札説明書等に対する質問への回答の公表

提出された質問に対する回答は、平成 25 年 6 月 5 日（水）から、組合のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(4) 参加表明書及び資格審査申請書類受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を湖周行政事務組合へ持参又は郵送により提出すること。

なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（様式8）を提出すること。入札を辞退した場合に、今後、組合の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ア 受付日時：平成25年6月17日（月）午前9時～正午、午後1時～午後3時

イ 受付場所：湖周行政事務組合

ウ 電 話：0266-23-4811（内線1572）

エ 提出書類：様式3から様式7

（ア）参加表明書

（イ）参加資格審査申請書類及び添付書類

- | | |
|------------------------------|----|
| ①会社概要 | 1部 |
| ②企業単体の貸借対照表（直近3年） | 1部 |
| ③企業単体の損益計算書（直近3年） | 1部 |
| ④連結決算の貸借対照表（直近1年） | 1部 |
| ⑤連結決算の損益計算書（直近1年） | 1部 |
| ⑥納税証明書※（法人税、消費税、法人事業税、法人市民税） | 1部 |
| ⑦その他入札参加者の資格を証する書類の写し | 1部 |

※⑥の発行日は、入札公告日から参加資格審査申請書類の提出期日までのものとする。

（5）資格審査結果の通知

資格審査の結果については、平成25年6月24日（月）に入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、提案者番号等を併せて通知するため、提案書の作成に用いること。

（6）参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

入札参加資格がないと判断された場合、平成25年6月24日（月）から平成25年6月28日（金）までの午前9時から午後3時の間に書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成25年7月4日（木）までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

（7）入札説明書等に対する質問受付（第2回）

入札説明書等の内容等に対する第2回質問を次のとおり受け付ける。

ア 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に関する質問を、様式2により以下のとおり受け付ける。

（ア）受付期間：平成25年7月1日（月）～平成25年7月4日（木）午後3時

（イ）提出方法：質問の提出方法は、原則として、様式2に記入の上、電子メールに

記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、湖周行政事務組合に送信して提出することとする。なお、総容量は 2 メガバイト以内に留意すること。また、郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存した CD-R を同封し、受付期間に必着とすること。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

○E メール : kosyugomikyodo@city.okaya.lg.jp

○郵送先 : 〒394-8510 長野県岡谷市幸町 8 番 1 号（岡谷市役所内）
湖周行政事務組合

○電話番号 : 0266-23-4811（内線 1572）

イ 入札説明書等に対する質問への回答の公表

提出された質問に対する回答は、平成 25 年 7 月 26 日（金）から、組合のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

（8）提案書の受付

参加資格が確認された入札参加者から、本事業に関する下記の書類を記載した入札提案書類（提案書）を受け付ける。提案書の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、組合は受領書を発行する。

ア 受付日時：平成 25 年 9 月 5 日（木） 午前 9 時～正午、午後 1 時～3 時

イ 受付場所：湖周行政事務組合

（ア）入札書類提出書（様式 9）

綴じずに 1 部提出すること。

（イ）入札書（様式 10）

入札書は封筒に入れ密封し、事業件名、宛先、入札参加者名を表記して 1 部提出すること。

（ウ）委任状（様式 11）

必要な場合は、綴じずに 1 部提出すること。

（エ）事業実施体制図（様式 12）

綴じずに 1 部提出すること。

（オ）設計・建設計画提案書（様式 13～様式 19）

（カ）運営計画提案書（様式 20～様式 27）

（キ）事業計画提案書（様式 28～様式 34）

（ク）設計図書

①施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

②設計仕様書（要求水準書を元に提案する施設の仕様を「設計仕様記載用フォーム」に記載したもの）

③図面

・全体配置図

・動線計画図

- ・見学者動線計画図
- ・建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）
- ・建築仕上図
- ・各階機器配置平面図
- ・機器配置断面図
- ・鳥瞰図（施設全体及び敷地入口にたった目線）
- ・電気設備主回路単線系統図
- ・フローシート
 - 1) ごみ、排ガス、主灰、飛灰等
 - 2) 給排水（上水、地下水、再利用水、プラント排水・生活排水等）
 - 3) 余熱利用
- ④設計書等
 - ・物質収支計算書（ごみ質ごと、時間当たり処理量に対応した値とする）
 - ・熱収支計算書（ごみ質ごと、時間当たり処理量に対応した値とする）
 - ・用役収支計算書（ごみ質ごと、日当たり処理量に対応した値とする）
 - ・電力収支計算書（ごみ質ごと、日当たり処理量に対応した値とする）
 - ・主要機器設計計算書（ごみ焼却施設：ごみピット・ごみクレーン・燃焼装置・ガス冷却排ガス処理設備等）
 - ・非常用発電機負荷機器リスト

提案書のうち、設計・建設計画提案書、運営計画提案書及び事業計画提案書については、構成員名を一切記載せず、入札参加者名については通知した提案者番号等を使用すること。これらは、様式13～様式34の順に、各ページの下に通し番号を振り、A4縦長左綴じにより、正1部副20部及び内容を記録したデータ（CD等）1式（使用ソフト：Microsoft「Word」及び「Excel」（Windows対応））を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ10.5ポイントにて作成すること。

設計図書については、A3版で作成し、前記の順に横長左綴じにより、正1部副20部を提出すること。

(9) 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち会わせるものとする。

ア　開札日時：平成25年9月5日（木）　午後3時30分

イ　開札場所：岡谷市役所602会議室

(10) 提案書に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施する。

- ・実施日時：平成 25 年 10 月上旬
- ※時間、場所については追って通知する。

(11) その他

組合が配布する資料及び回答書は、本入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが本入札説明書等を補完・修正するものである場合には、本入札説明書等の内容に優先するものとする。

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- ア 参加資格のない者のした入札書
- イ 同一人がした 2 以上の入札書
- ウ 入札者が協定して入札した入札書
- エ 金額その他記載事項が明らかでない札書
- オ 全各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札書

V 入札書類の審査

1 審査及び選定に関する事項

(1) 湖周地区ごみ処理施設事業者選定委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した学識経験者等で構成される「湖周地区ごみ処理施設事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

選定委員会は、以下の7名で構成される。各委員に対して、本事業に関し接触することを禁止する。

委 員 長	植田 和男	日本PFI・PPP協会理事長
副委員長	中村 正行	信州大学教授
委 員	奈良 松範	諏訪東京理科大学教授
委 員	笠原 順子	諏訪地方消費者の会連絡協議会委員
委 員	中田 富雄	岡谷市副市長
委 員	上原 哲夫	諏訪市副市長
委 員	小林 繁人	下諏訪町副町長

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

組合は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札価格の確認

組合は、入札書に記載された入札価格（事業期間中の組合の支払額の合計をいう。以下同じ。）が、予定価格を超えていないことを確認する。

入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

ウ 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがい、選定委員会において総合評価により入札書類の審査を行い、最優秀提案を選定し、組合に提言する。

エ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に示すとおりとする。

オ 審査結果

組合は選定委員会の提言を受けて事業者を決定し、審査結果を公表する。

2 事務局等

事業者の募集及び選定に係る事務局は次のとおりである。

湖周行政事務組合事務局

〒394-8510

長野県岡谷市幸町8番1号（岡谷市役所内）
電話 0266-23-4811（内線1571～1573）
FAX 0266-23-4507
E-mail kosyugomikyodo@city.okaya.lg.jp

VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類等を作成すること。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

1 計画地に関する事項

(1) ごみ焼却施設

所在地	長野県岡谷市字内山 4769 番 14 のほか
敷地面積	約 2.0ha
区域区分	都市計画区域内
用途地域	指定なし
容積率	400%以下
建ぺい率	70%以下
その他	特になし

2 本施設の概要

ごみ焼却施設	建設予定地	長野県岡谷市字内山 4769 番 14 のほか
	施設規模	全連続燃焼ストー式 : 110t/24h (55t : 2 炉)
ごみ焼却施設に関するその他施設	計量棟、外構施設等	

3 処理対象物

(1) ごみ焼却施設

- ・2市1町から発生する、家庭系一般廃棄物
- ・2市1町から発生する、事業系一般廃棄物
- ・2市1町から発生する、災害廃棄物等

4 施設の設計・建設工事の提案に関する条件

本事業の範囲である「施設の設計」、「施設の建設工事」については、要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

5 施設の運営の提案に関する条件

本事業の範囲である「施設の運営」については、要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

6 事業計画の提案に関する条件

(1) 本施設の整備に係る対価

組合は、設計企業及び建設企業が実施する本施設の整備に係る対価を建設請負契約に基づき支払う。支払は、基本的に出来形部分に応じて支払うものとする。

(2) 委託料

組合は、SPCが実施する運営業務に係る対価を委託料として、運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は平成28年度第2四半期分（9月1日～9月末日）を初回として以後年4回、平成48年度第2四半期分（7月1日～8月末日）までの計81回支払われるものとする。

また、委託料は、ごみ処理施設の固定料金と搬入廃棄物量に応じて変動する変動料金からなるため、「表 委託料に関する提案を求める事項」に示す単価等を提案すること。固定料金については、原則として平準化を期待するものであるが、運営期間を次の4期に分割して各期の支払額を異なるものとすることを認める。ただし、各期内の各四半期における固定料金は同一の金額とするが、第1回及び第81回については当該月数に応じた金額とすること。

- ・第1期：第1回（平成28年度第2四半期）～第19回（平成32年度第4四半期）
- ・第2期：第20回（平成33年度第1四半期）～第39回（平成37年度第4四半期）
- ・第3期：第40回（平成38年度第1四半期）～第59回（平成42年度第4四半期）
- ・第4期：第60回（平成43年度第1四半期）～第81回（平成48年度第2四半期）

委託料は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案し、下記の算式により定まる額とする。ただし、提案時からの物価変動が±1.5%以内の場合には改定しない。物価変動の判断に用いる指標としては、「表 物価変動指標一覧（変更協議可能）」に示すものを原則とするが、当該指標以外を用いる必要性がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して運営委託契約に定める。

平成X年度の委託料（サービス対価のうち維持管理・運営の対価相当分）

$$= \Sigma \{ \text{選定事業者が提案した委託料内訳} \times (I_{x-1} \div I_{26}) \}$$

注1 I_Y：該当する物価指標の平成Y年度平均

注2 (I_{x-1} ÷ I₂₆) が、提案時比±1.5%以内である委託料内訳については改定しない

なお、入札価格の算定にあたっては、平成 28 年度から 48 年度までの間、「表 入札価格算定に用いる搬入廃棄物量」に示す量があるものとすること。

表 委託料に関して提案を求める事項

提案を求める事項	
・固定料金（四半期あたりの料金）	
・変動料金（トンあたりの単価）	

表 物価変動指標一覧（変更協議可能）

委託料の内訳（想定）		指 標
固定料金	人件費	毎月勤労統計調査（全国調査）「調査産業計（事業所規模5人以上）／現金給与総額指数」（厚生労働省）
	電気基本料金、水道基本料金	「消費者物価指数／財・サービス分類指数（全国）／公共料金」（総務省統計局）
	油脂類費	「国内企業物価指数／化学工業製品／有機固定費化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	補修費	「企業向けサービス価格指数／機械修理」（日本銀行調査統計局）
	その他	「消費者物価指数／財・サービス分類指数（全国）／サービス」（総務省統計局）
変動料金単価	電気料金、上下水道料金	「消費者物価指数／財・サービス分類指数（全国）／公共料金」（総務省統計局）
	燃料費	「国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／燃料油」（日本銀行調査統計局）
	薬品費	「国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	その他	「消費者物価指数／財・サービス分類指数（全国）／サービス」（総務省統計局）

表 入札価格算定に用いる搬入廃棄物量

（単位：t）

H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
30,816	30,288	29,934	29,732	29,524	29,280	29,060
H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
28,853	28,631	28,424	28,202	27,988	27,769	27,558
H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
27,336	27,122	26,914	26,685	26,478	26,262	26,051

(3) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

イ リスク分担

本事業に伴うリスクに関する組合と民間事業者の責任分担等については、特定事業契約に定めるものとする。

(4) 保険

建設企業は、組立保険、工事保険、第三者賠償保険等に加入することとする。同様に、S P Cは、第三者賠償保険等に加入することとする。

なお、組合は、本施設の所有者として、本施設に係る建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。

VII 事業実施に関する事項

1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

(2) 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、長野地方裁判所諏訪支部を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をことができなかつたときは、組合は、特定事業契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産し、または事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、特定事業契約を解除することができる。
- ウ 前2号の規定により組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- ア 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設請負契約を解除することが

- できる。その場合、運営委託契約についても解除することができる。
- イ 運営期間においては、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営委託契約を解除することができる。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

3 組合による本事業の実施状況のモニタリング

組合は、事業者が実施する本施設の整備及び運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

(1) モニタリング

組合は、S P Cが実施する委託業務及びS P Cの財務状況の把握を目的に、定期的又は隨時に、公正な視点からのモニタリング（監視）を行うこととする。具体的には、計画書、業務報告書、質疑回答書等の書面を通じて実施する他、現地調査、ヒアリング（事業者、利用者）等により実施する。また、組合は、必要に応じて専門家等の意見を参考にモニタリングを実施する。

(2) 支払の減額等

運営委託契約、要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については運営委託契約に規定するが、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。

- ①サービス水準の充足
- ②上記①を満たさない事項が組合に及ぼす影響度
- ③上記①を満たさない事項に対する改善

（組合が提示する是正期間内であればペナルティポイントを付与しない。）

VIII 特定事業契約に関する事項

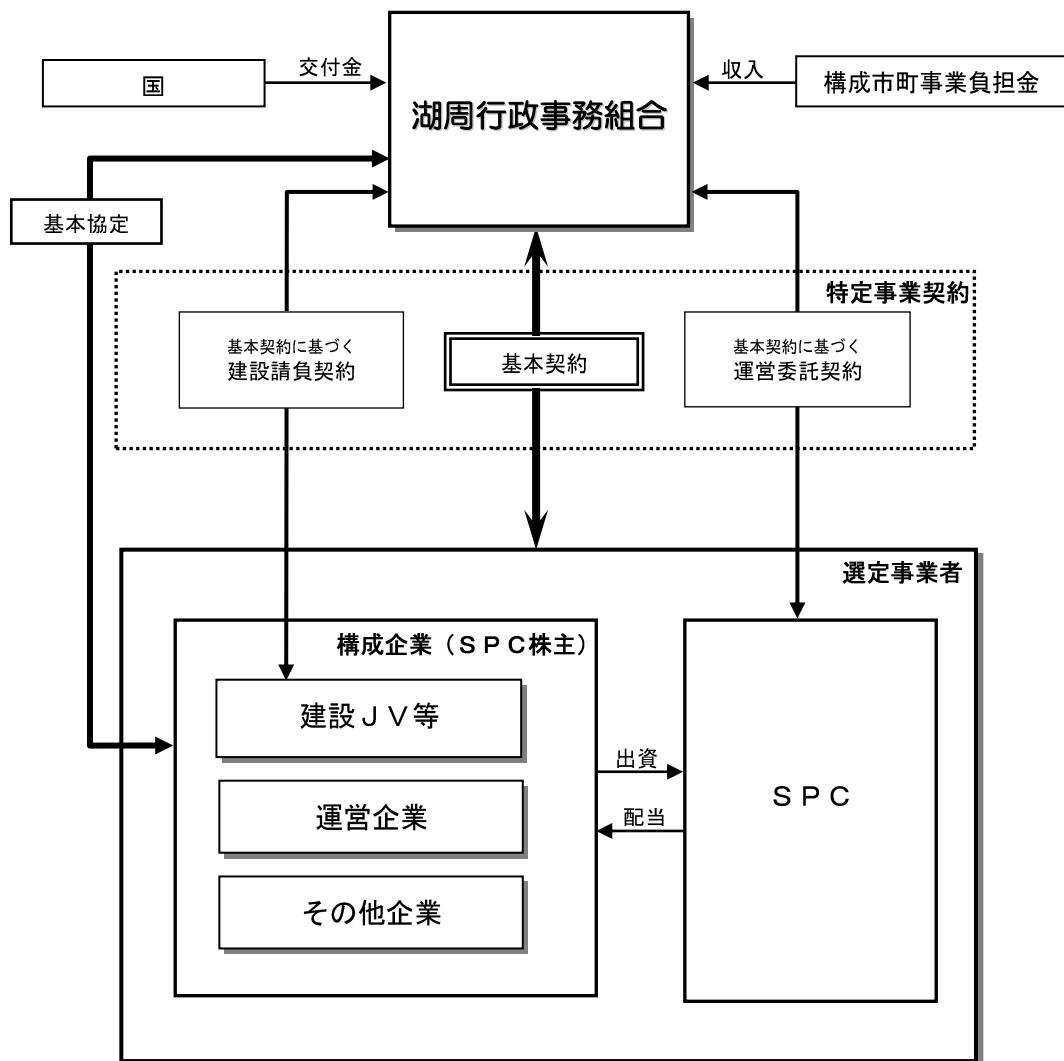
1 契約手続

- (1) 組合は落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。
- (2) 落札者は SPC を設立し、これに組合と基本仮契約をさせ、また自らも締結する。
- (3) 基本仮契約の合意内容に基づき、組合は、建設JV等と建設請負仮契約を締結する。
また、SPC と運営委託仮契約を締結する。
- (4) 契約保証金は、建設請負契約については契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、建設JV等が、契約金額の 100 分の 10 以上の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結したときは、契約保証金を納付させないことができる。また、運営委託契約については年間委託料の 100 分の 10 以上とし、各事業年度の開始日までに納付することとする。ただし、SPC が、年間委託料の 100 分の 10 以上の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結したときは、契約保証金を納付させないことができる。

2 その他

- (1) 議会への提案
組合は、特定事業契約の締結に当たっては、平成 25 年 12 月（予定）の組合議会において提案する予定である。
- (2) 情報提供
情報提供は、適宜、組合のホームページにおいて行う。
- (3) 応募に伴う費用負担
応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (4) 担当
本事業の担当は、湖周行政事務組合事務局とする。

別紙1 事業スキーム図

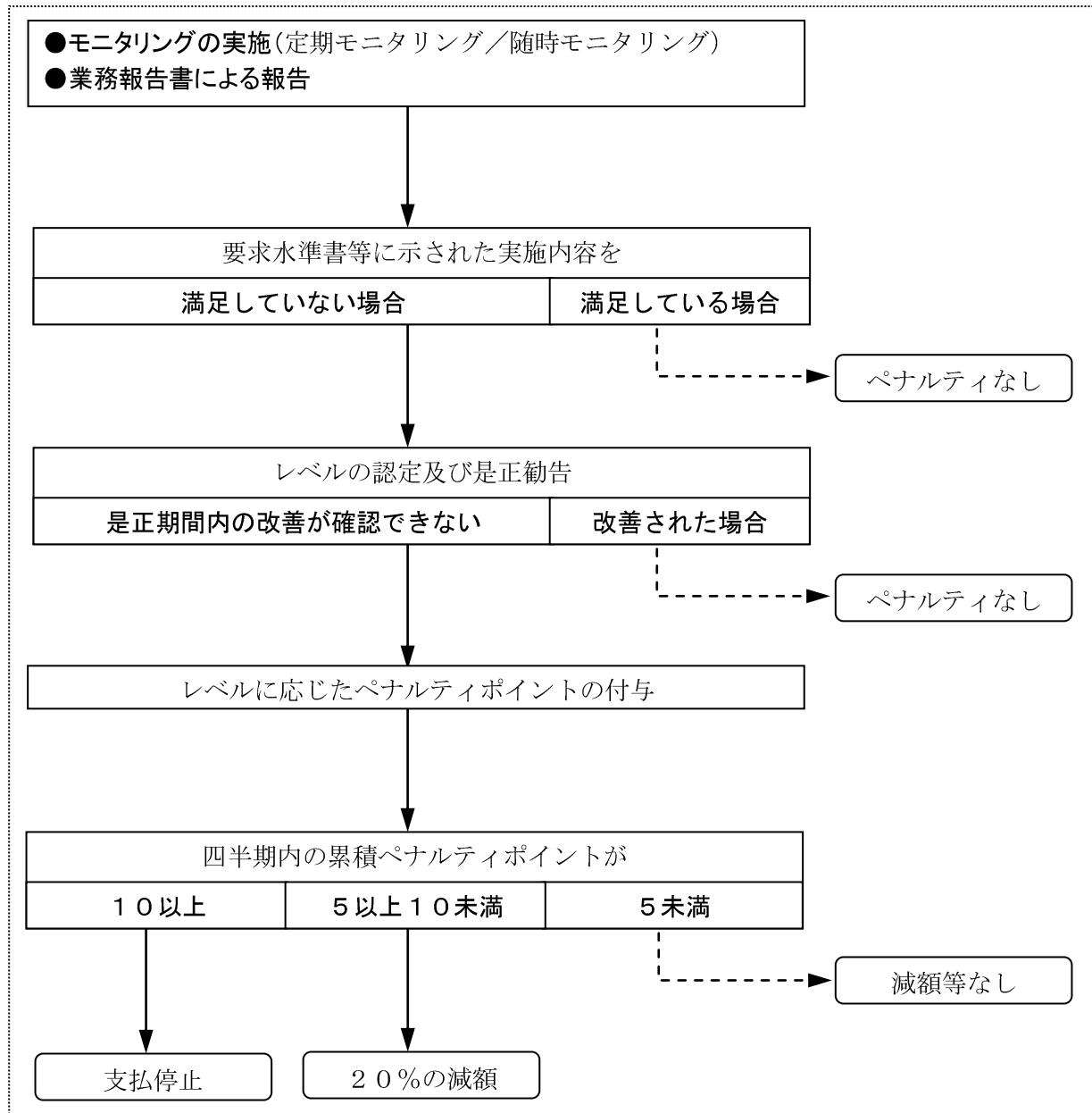


別紙2 モニタリング実施要領等

1 モニタリングの実施要領

組合は、事業期間にわたり、運営の実施状況についてモニタリングし、契約に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

その結果、S P Cの業務内容が基本契約、運営委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務マニュアル等に示される運営に関する内容を満足していないと組合が判断した場合、以下のフローに示す手続き（四半期毎）により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。



2 委託料の減額方法

(1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各四半期において組合が支払う委託料とする。

(2) 減額等の措置を講じる事態

S P Cの責任により、基本契約、運営委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務マニュアル等に示される運営に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、本施設の運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、本施設の運営に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合

(3) 減額等の決定過程

- ア レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、組合は、その程度、緊急度等を勘案し、S P Cに相当な是正期間を提示する。
- イ S P Cは、組合の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、組合の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。
- ウ 組合及びS P Cは、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

(4) 委託料の減額の金額算定方法

- ア ある四半期の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、以下に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5未満	減額等なし
5以上10未満	20%の減額
10以上	支払停止

- イ アに従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎になされるものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期においては、再び、0から加算されるものとする。

3 契約の解除

累積ペナルティポイントが10以上の場合、支払停止とする。また、翌期の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが5以上であれば、契約を解除することができる。